

生駒市環境モデル都市アクションプラン改定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

生駒市は、生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン等の関係計画に基づき、いこま市民パワー株式会社（以下 ICP）を核とした取組により、生駒市民の生活利便性の向上や地域の活性化、再生可能エネルギー（以下再エネ）の普及拡大、エネルギーの地産地消を推進しているところである。

また、生駒市は、令和元年11月にゼロカーボンシティ宣言を実施したところであり、国が表明した2050年カーボンニュートラルの達成に向け、市域の脱炭素化に率先して取り組むこととしている。

カーボンニュートラルの達成には、ICPを中心とする既存の取組を強化し、新たな施策も含めて推進する必要がある。

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日 閣議決定）に即して、国が定める温室効果ガス（以下 GHG）削減目標と同等以上の目標を達成するための取組みとして、再エネの最大限の導入、デジタル技術を活用した省エネルギー（以下省エネ）の促進、脱炭素ライフスタイルによる市民の行動変容等の施策を中心にとりまとめ、改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として改定することを目的とする。

(2) 業務名

生駒市環境モデル都市アクションプラン改定業務

(3) 業務内容

生駒市環境モデル都市アクションプラン改定業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和5年2月28日

2. 業務に要する費用（予定価格）

5,000,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、公示日において、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 公告の日から受託候補者特定の日までの間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと。

と又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 国税及び市税を滞納していないこと。

(7) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。

① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 過去5年間（平成29年度～令和3年度）に国又は地方公共団体から、環境分野における計画検討又は策定に関する業務の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和4年10月14日（金）17時15分まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス eco-model@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日：令和4年10月18日（火）17時15分

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上で回答する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行おうとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本9部

ア 会社概要（様式3）

イ 技術者の概要（様式4）

ウ 業務実績調書（様式5）

※参加資格(7)に該当する業務の契約書、特記仕様書等業務内容が分かる資料の写しを添付すること。

エ 担当技術者調書（様式6）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）

カ 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ

キ 工程表（様式9）

ク 企画提案書（任意様式）※「6. 企画提案書の作成要領」を参照

ケ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

※参考見積書の金額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格となるため、留意すること。

(2) 提出期限等

①提出期限：令和4年10月24日（月）16時00分まで（必着）

②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 SDGs推進課（市役所2階23番）

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 企画提案書の作成要領

目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとし、以下の項目について記載すること。

なお、企画提案書のページ数は、表紙・目次を除きA4版10ページ以内（片面刷り）とし、文字サイズは12ポイントを基本とすること。

(1) 地域特性分析結果の確認

市から提供予定のGHG排出量の実態、第2次生駒市環境モデル都市アクションプランの進捗及び生駒市の既存の行政計画等のほか、追加的に収集・分析が必要となる資料について提案すること。

(2) 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

全体構想および実施計画の検討をふまえた、新たな将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成手法及び構想（案）を提案すること。

(3) 市の事務事業及び市域に係る再エネポテンシャル・再エネ導入目標の検証

市域の再エネ導入可能性及び賦存量、太陽光発電以外の再エネ導入可能性、将来的な再エネ導入可能性についての考え方を提案すること。

(4) 上記(2)(3)を実現するために必要な政策・指標の検討、構想の策定

施策の洗い出し・評価、目標達成のために必要な施策・指標の検討方法、全体構想および実施計画等の策定に関する検討方法及び想定される施策等について提案すること。

(5) 追加提案

仕様書に記載しているもの以外に、予定価格の範囲内で本業務の目的を達成するために有効な手段・方法があれば、追加提案の内容を記載すること。予定価格とは別に費用を必要と

するものは評価対象外であるため、提案書には記載しないこと。

7. 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

…実施日：令和4年10月26日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

…実施日：令和4年10月31日（月）予定

（第1次審査省略の場合、令和4年10月26日（水）予定）

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみに、第2次審査の日程等を電話及び電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 企画提案の内容 | 80 / 100点 |
| (2) 業務実績・実施体制 | 10 / 100点 |
| (3) 参考見積書 | 10 / 100点 |

9. 日程

公示	令和4年10月5日（水）
質問書の提出期限	令和4年10月14日（金）17時15分まで
質問への回答	令和4年10月18日（火）17時15分
企画提案書等受付締切	令和4年10月24日（月）16時00分まで
第1次審査	令和4年10月26日（水）
第2次審査	令和4年10月31日（月）※
結果通知・公表	令和4年10月31日（月）（予定）
契約締結・業務開始	令和4年10月31日（月）（予定）

※ 第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和4年10月26日（水）に実施予定。
また、それ以降の日程も同様に繰り上げ予定。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市 地域活力創生部 SDGs推進課 （2階23番窓口）

TEL 0743-74-1111（内線2120）

E-mail eco-model@city.ikoma.lg.jp

（執務時間：土曜日、日曜日、祝日を除く8：30～17：15）